

令和4年度 日出町教育・保育施設徴収金（保育料）基準額表

【1号認定（従来の幼稚園部分）】

階層(世帯)区分	世帯の状況	私立幼稚園・認定こども園 (満3～5歳児)		町立幼稚園 (5歳児のみ)	
		第1子	第2子	第1子	第2子
第1階層 (生活保護世帯)		無料(保育料のみ) ≪注意≫ ※給食費や教材費などは実費負担となります。 (詳しくは利用施設にお問合せ下さい) ※給食費(副食費)の免除制度があります。(裏面参照) ※預かり保育の利用は、利用料金がかかります。 ※預かり保育の利用料を無償化するためには、手続きが必要です。			
第2階層 (町民税所得割を課されない世帯又は里親)	ひとり親世帯等 その他の世帯				
第3-1階層 (町民税所得割額が5,000円以下の世帯)	ひとり親世帯等 その他の世帯				
第3-2階層 (町民税所得割額が5,001円～77,100円の世帯)	ひとり親世帯等 その他の世帯				
第4階層 (町民税所得割額が77,101円～211,200円の世帯)					
第5階層 (町民税所得割額211,201円以上の世帯)					

【2・3号認定（従来の保育所部分）】 ※下表料金は、月額保育料となります。

階層(世帯)区分	世帯の状況	2号認定(3歳以上児)				3号認定(3歳未満児)			
		保育標準時間		保育短時間		保育標準時間		保育短時間	
		第1子	第2子	第1子	第2子	第1子	第2子	第1子	第2子
第1階層 (生活保護世帯又は里親)		無料(保育料のみ) ≪注意≫ ※給食費や教材費などは実費負担となります。 (詳しくは利用施設にお問合せ下さい) ※給食費(副食費)の免除制度があります。 (裏面参照)				0円	0円	0円	0円
第2階層 (町民税非課税世帯)	ひとり親世帯等 その他の世帯					0円	0円	0円	0円
第3階層 (町民税所得割額が48,599円以下の世帯)	ひとり親世帯等 その他の世帯					6,800円	0円	6,650円	0円
第4-1階層A (町民税所得割額が48,600円～57,699円の世帯)	ひとり親世帯等 その他の世帯					13,600円	0円	13,300円	0円
第4-1階層B (町民税所得割額が57,700円～72,999円の世帯)	ひとり親世帯等 その他の世帯					9,000円	0円	9,000円	0円
第4-2階層A (町民税所得割額が73,000円～77,100円の世帯)	ひとり親世帯等 その他の世帯					20,200円	0円	19,800円	0円
第4-2階層B (町民税所得割額が77,101円～96,999円の世帯)						9,000円	0円	9,000円	0円
第5-1階層 (町民税所得割額が97,000円～132,999円の世帯)						20,200円	0円	19,800円	0円
第5-2階層 (町民税所得割額が133,000円～168,999円の世帯)						9,000円	0円	9,000円	0円
第6階層 (町民税所得割額が169,000円～300,999円の世帯)						22,800円	0円	22,400円	0円
第7階層 (町民税所得割額が301,000円以上の世帯)						22,800円	0円	22,400円	0円
						31,200円	0円	30,600円	0円
						35,200円	0円	34,600円	0円
						48,400円	0円	47,500円	0円
		55,000円	0円	54,000円	0円				

* 上表の3号認定(0歳～2歳)の第2子以降については、大分にここに保育の対象者(4/1年齢が2歳以下かつ第2子以降の児童)となるため、第2子以降無料となります。

裏面あり

■保育料の算定について

- (1) 保育料は、市町村民税所得割税額をもとに決定され、**保育料の切り替え時期は、毎年9月**になります。
 - * 4月から8月までは前年度分、9月から3月までは当年度分の市町村民税により保育料が決定されます。
 - * 保育料の算定には、町民税に係る税額控除（住宅借入金特別控除、寄付金控除、配当控除等）は、適用されません。
 - * 税の更正がある場合、保育料も遡って変更されます。（当該年度内のみ。年度をまたぐ遡及は行いません。）
- (2) 保育料は、**父母それぞれの市町村民税所得割税額の合計で階層判定**を行います。
但し、父母の市町村民税が非課税かつ、同居祖父母等が家計の主宰者と判断される場合には、**父母以外の世帯員の税額で階層判定を行うことがあります。**
- (3) 年度途中で3号認定から2号認定に切り替わる児童（満3歳児）の保育料については、その年度中（3月31日まで）は3号認定（3歳未満児）の保育料額が適用されます。また、保育料の軽減も同様に、その年度中は継続して適用されます。
ただし、1号認定に変更した場合は、軽減の適用がなくなることがあります。

■保育料の軽減について

- (1) **幼児教育・保育無償化制度**（国の軽減制度）
3歳以上の全ての児童を対象に保育料が無償化となります。（延長保育や預かり保育、教材費などは実費負担となります）
 - ① 1号認定（教育認定）は、満3歳以上（年度途中で3歳を迎えた児童）を対象に月額保育料が無償となります。
 - ② 2号認定（保育認定）は、当該年度の4/1時点で3歳以上の児童を対象に月額保育料が無償となります。
 - * これまで保育料の一部であった副食費（おかず・おやつ代など）が実費負担となります。
 - * 副食費の金額については、施設によって異なる場合がありますので、詳細は施設にお問合せ下さい。
なお、副食費については免除制度があります。（下記参照）
 - * 1号認定の児童で、預かり保育を利用する場合、保護者が保育要件（満3歳児は非課税世帯であることも条件）に該当していれば、預かり保育利用料も月額上限額の範囲内で無償となります。その際は、利用給付認定を受けるための手続きが必要となります。（直接施設で手続きができます） ※新規認定は、**希望月の前月10日が〆切**です。
- (2) **大分にここご保育支援事業**（大分県と日出町の軽減制度）
令和4年4月1日時点で2歳以下かつ第2子以降の児童は、（1）の軽減とは別に、**兄弟の年齢を問わず、2人目以降の保育料は無料**になります。なお、この軽減は**3号認定児童（0歳～2歳児）**にのみ適用されます。
 - * この制度は、県又は町の動向により廃止・変更される場合があります。

■給食費（副食費）の免除について

幼児教育・保育無償化により、以下の条件で対象となる1号認定及び2号認定の児童は、副食費（おかず・おやつ代）が免除されます。

(1) 年収360万円未満相当世帯となる全児童

- 1号認定： **第1階層～第3-2階層までの世帯**
- 2号認定： **第1階層～第4-1階層Aまで（ひとり親世帯等は第4-2階層Aまで）の世帯**

(2) 年収360万円以上世帯の多子軽減にかかわる第3子以降の児童

第3子以降の算定基準	1号認定児童	2号認定児童
兄弟児のカウント対象範囲	小学校3年生以下まで (同一世帯内のみ)	小学校就学前まで (同一世帯内のみ)

«その他»

- * 3号認定（0～2歳児）は、保育料の一部に含まれているため、免除制度はありません。
- * 免除の審査は、市町村民税所得割税額をもとに行ないます。また、保育料と同様に**年2回（4月・9月）**審査を実施します。
（4月から8月までを前年度分、9月から3月までは当年度分の市町村民税所得割額が適用されます。）
- * 保育料と同様に、父母の市町村民税が非課税かつ、同居祖父母等が家計の主宰者と判断される場合には、**父母以外の世帯員の税額で審査を行うことがあります。**